

## 令和8年度にいがたU・Iターンフェア実施業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、首都圏等県外在住者を対象に、本県の暮らしや仕事などの多様な魅力を発信するイベントを開催することで、移住への興味・関心の喚起および移住に向けた行動の促進を図り、本県へのU・Iターンにつなげることを目的とする。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9年1月31日まで

### 3 業務概要

業務の目的を達成するために、下記イベントの実施業務を行うこと。

#### (1) 主催等

主催：新潟県（以下「県」という。）

共催：公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構（以下「ふるさと回帰支援センター」という。）（TEL：03-6273-4415）

#### (2) 開催日程

令和8年11月8日（日）

#### (3) 開催形態・会場

東京交通会館・12階ダイヤモンドホール（東京都千代田区有楽町2-10-1）

※県が仮予約済み。会場の概要は東京交通会館サイト

（<http://www.kotsukaikan.co.jp/business/exhibition/>）を参照。

#### (4) 対象者

本県への移住に興味・関心を持つ県外（主に首都圏）在住者

#### (5) 集客目標

来場者 350名以上

### 4 業務の内容

#### (1) 企画立案

ア イベントのキャッチコピー

対象者に効果的に訴求するキャッチコピーを提案すること。

なお、イベントタイトルは「にいがたU・Iターンフェア2026 “キャッチコピー”」とし、県と協議の上決定する。

イ 企画・計画

- ・会場案内を行う総合案内ブースおよび市町村や関係団体による仕事や暮らしに関する相談ブースを設けること（40ブース程度を想定）。
- ・相談ブースへの出展団体の募集・調整は県と連携して行うこと。
- ・本県へのU・Iターンの関心を高め、集客や相談ブースへの誘導に効果的なセミナーを実施すること。
- ・セミナーのオンライン配信を実施する場合、Zoom ウェビナーやYouTubeLIVE等のオンラインツールを活用することとし、配信に必要なアカウントや設備等は受託者が用意すること。また、使用するオンラインツールについては、参加者がスマートフォン、タブレット、パソコン等のデバイスから容易に利用できるツールを選択すること。
- ・配信および配信にかかる準備に関して、ふるさと回帰支援センターとの連絡

調整を行うこと。

- ・上記に加え、トークイベント、ワークショップ、特産品販売、来場者プレゼントの配布など、事業の効果をさらに高めるための企画を実施すること。
- ・県および市町村等の資料配架コーナーを設けること。
- ・イベント開催前に出展者向け説明会を開催し、事業目的や企画内容等を共有するとともに、イベントでの出展者の一体感を高めるための企画（効果的な来場者への対応・ブースの装飾等のレクチャー、新潟県の地域ごとの特徴の共有など）を実施すること。
- ・説明会や出展者の一体感を高めるための企画に要する費用については、委託料に含めること。
- ・タイトル、開催日時、開催方法、プログラム内容、ゲスト、広報手段、開催当日までのスケジュール、当日運営計画等を記載した業務計画書を開催日の130日前までに提出し、100日前までに県の承認を得ること。

ウ ゲストの手配

ゲスト等の手配が必要な場合には、県とあらかじめ協議の上で手配し、連絡調整を行うこと。

エ 参加者の費用負担

参加料は原則無料とする。ただし、企画の実施にあたり参加特典等を設ける場合は、あらかじめ県と協議の上で、参加者から相応の費用を徴収することも可能とする。

**(2) 会場、備品等の手配および連絡調整**

ア 来場者の回遊性を高める会場レイアウトを提案すること。

イ 会場や備品等の借上に係る各種調整は、ふるさと回帰支援センターを通じて行うこと。

ウ 必要に応じ、会場管理者および関係機関等との調整や事務手続きを実施すること。

※会場や備品等の寸法および借上・調整に係る経費等の情報が必要な場合は、ふるさと回帰支援センターに問い合わせること。

**(3) 特設ページ制作**

ア イベント告知のための特設ページを制作し、フェア開催日の60日前から公開すること。

イ 会場内レイアウト、エリアの案内、プログラム、出展団体の紹介、会場アクセス等を掲載し、対象者の参加意欲を喚起する魅力的なページとすること。なお、ページ制作に必要な素材は受託者が収集すること。

**(4) 広報等**

ア 広報用資料の作成

以下の資料を作成し、開催日の70日前までに県へ提出すること。

- ・チラシ (A4、カラー、両面) : 1,000部およびPDFファイル (2MB以内)
- ・ポスター (A1、カラー) : 30部およびPDFファイル (2MB以内)
- ・WEB 広報用バナー : 6種類 (規格は県が指定する)
- ・その他必要な画像データ等の素材

イ 広報の実施

- ・有料広告媒体や自らが有する広報媒体の活用などにより、委託料の範囲内で効果的・効率的な広報・周知を実施すること。
- ・前項とは別に、集客目標達成に向けて、委託料とは別に県の負担において広報

を行うことを求める場合は、具体的な広告・宣伝手段や、当該手段を選択した理由、費用対効果（期待される集客効果、費用）、実施後の効果分析の方法等を整理の上、県に提案すること。（県において実施する広報の予算：90万円程度（税抜））

## **(5) 当日運営**

下記の項目を含む当日の運営マニュアルおよびシナリオ等を作成し、開催日の2週間前までに県の承認を得ること。

### ア 当日配布資料の作成

会場内レイアウト、プログラム、出展団体等を掲載した資料を作成し、想定する来場者数分に加え、出展団体分および予備分も用意すること。

### イ 会場内サイン類の作成

各ブースの表示パネル（出展団体名を表示）、会場レイアウト、出展団体を表示した新潟県地図、各コーナーの表示・案内板、セミナーのタイムテーブル、会場装飾素材等を作成すること。

### ウ 会場の設営・装飾・撤去（会場内外の案内表示も含む。）

当日の会場設営や運営を行うに十分な人数のスタッフを配置し、準備（会場の設営を含む）、イベント開催中の対応、撤収等を行うこと。

### エ 来場者の受付

- ・来場者には受付票等への記入を必須とし、項目・内容は県と協議の上設定すること。なお、受付票等の記入情報は、参加者情報把握のため、ふるさと回帰支援センターへの共有が必要となる。
- ・受付方法は、電子によるものを基本とし、受付票等の入力内容を相談ブースでも活用できるよう、本人の同意のもと、出展団体に提供できる方法とすること。また、受付票等の入力内容や、来場者のブース訪問履歴等を、後から確認できるシステムを構築すること。
- ・セミナーのオンライン配信を行う場合は、申込フォームを作成し、事前受付を行うこと。申込項目・内容は、県と協議の上設定すること。
- ・参加申込者の名簿は、県の求めに応じて随時提出すること。
- ・参加申込者に対し、申込内容の確認や参加促進（リマインド）等の連絡を行うこと。

### カ セミナー等の司会・進行

### キ 出展団体との連絡調整

### ク 会場内の誘導

### ケ 参加者アンケートの実施・回収・集計

※アンケート項目・内容は、県と協議の上設定すること。

## **(6) 実施報告書等の提出**

イベントの終了後1か月以内に、以下の内容を記載した業務報告書を県へ提出すること。

### ア 広報・周知の実績

### イ イベント概要および写真データ

### ウ 参加者の氏名、連絡先等の情報一覧（エクセル形式）

### エ アンケート集計結果

### オ イベントの実施効果や課題、改善案等

### カ その他、県の指示するもの

## **(7) その他上記に付随する業務**

### **5 委託料に含まれる経費**

委託料には、本業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、出展者の旅費等および県が実施する広報にかかる経費等を除く。

### **6 その他の留意事項**

#### **(1) 実施体制**

- ア 受託者は、本業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- イ 本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- ウ 実施責任者は、県担当者、県の移住相談の窓口であるにいがた暮らし・しごと支援センター、ふるさと回帰支援センターと十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、緊密な連携、調整を図ること。

#### **(2) 個人情報の取扱および情報セキュリティ**

本業務の実施にあたっては、別記1「個人情報取扱特記事項」および別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守すること。

#### **(3) 著作権等**

- ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は県に帰属するものとし、その利用および再編集は県において自由に行うことができるものとする。
- イ 本業務の実施による成果品は、著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

#### **(4) その他**

- ア 本業務において、単に集客数を確保する目的で、移住に関心のない者に対して金銭等を支給して集客を行うことは、委託料から経費を支出するか否かに関わらず認めない。
- イ 本仕様書に定めがない事項、又は仕様について生じた疑義については、県と受託者で協議の上決定する。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (利用および提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

### (指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

### (事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 別記2

### 情報セキュリティ関連業務特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

#### (情報資産の取扱)

第2 乙は、情報資産(複製されたものを含む。以下同じ。)を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、甲の許可を受けて、情報を復元できないよう消去を行わなければならない。

#### (機器等の取扱)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

#### (従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

#### (異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾をした場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 乙は、情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

#### (機器構成の無許可変更の禁止)

第10 乙は、情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

#### (ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

#### (コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部からファイルを取り入れる場合および外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。
- (2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

#### (法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)
- (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)
- (3) 新潟県個人情報の保護に関する条例(令和4年新潟県条例第32号)

#### (実地調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。